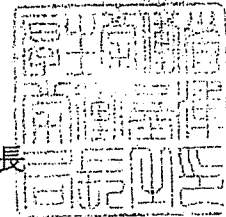


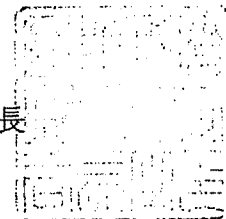
基発第0423005号  
職発第0423006号  
能発第0423001号  
平成19年4月23日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



厚生労働省職業安定局長



厚生労働省職業能力開発局長



独立行政法人雇用・能力開発機構法等の一部改正について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号。以下「改正雇用保険法」という。）については、本年2月9日に第166回通常国会に提出され、参議院において一部修正の上、同年4月19日に可決成立し、同年4月23日に公布され、一部を除き同日から施行されたところである。

この法律は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく特別会計の改革を実施するため、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担及び雇用安定事業等並びに労働者災害補償保険の労働福祉事業の見直しを行うとともに、船員保険の職務上の災害等に関する給付制度を労働者災害補償保険制度に、失業等に関する給付制度を雇用保険制度に統合するほか、雇用保険制度における直面する課題に対応するための見直し等の措置を講ずる改正を行うものである。

また、改正雇用保険法の施行、各種助成金制度の見直し等に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第161号）、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第80号）及び独立

行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第19条第3項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第2号及び第8号に規定する資金の貸付けに関し必要な事項の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第178号）が平成19年4月23日に公布され、一部を除き、同日から施行されたところである。

これらのうち、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号。以下「法」という。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成15年政令第555号。以下「令」という。）、独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）及び独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第19条第3項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第2号及び第8号に規定する資金の貸付けに関し必要な事項（平成16年厚生労働省告示第67号。以下「告示」という。）に係る主な改正内容は下記のとおりであり、平成19年4月23日から施行されたので、その趣旨を十分御理解の上、貴職におかれては、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の関係業務の円滑な遂行に御尽力をお願いする。

## 記

### 第1 法の一部改正関係

#### 1 本則関係

- (1) 機構が行う業務と雇用保険法（昭和49年法律第116号）との関係について、雇用福祉事業に係る規定を削除すること。（第11条第2項及び第4項関係）
- (2) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第32条各号に掲げる業務（以下「介護労働者福祉業務」という。）、勤労者財産形成促進法第8条の2各号に掲げる業務及び同法第14条の3に規定する業務（以下「財形助成金支給業務」という。）並びに同法第9条第1項各号及び第10条の3第1項各号に掲げる業務（以下「財形融資業務」という。）の一部の業務を廃止すること。（第11条第3項関係）

#### 2 附則関係

- (1) 機構が特例として行う業務のうち、すでに業務が終了しているものを廃止すること。（附則第4条第1項関係）
- (2) 機構が雇用福祉事業として行っている業務について、廃止後も経過措置として行う必要がある業務を業務の特例として追加すること。（附則第4条第2項関係）
- (3) 宿舍等業務における対象資産の処分により生じた収入の毎事業年度の国庫納付

について、当該収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。 (附則第4条第3項関係)

- (4) 厚生労働大臣は、(3)により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。 (附則第4条第4項関係)
- (5) 機構は、廃止する介護労働者福祉業務の経過措置として行う必要がある業務(以下「介護労働者福祉業務の経過措置業務」という。)を終えたときは、当該業務に充てるものとされた金額を国庫に納付しなければならないものとする。 (附則第4条第7項関係)
- (6) 機構は(5)により国庫納付金を納付したときは、介護労働者福祉業務について政府から機構に対し出資されたものとされた金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。 (附則第4条第8項関係)

### 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第2 令の一部改正関係

### 1 宿舎等業務関係

- (1) 第1の2の(3)の控除する額は、毎事業年度、対象資産の処分に要する費用を勘案して定めるものとする。 (附則第4条の2関係)
- (2) 厚生労働大臣は、機構から宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。 (附則第5条第2項関係)

### 2 介護労働者福祉業務関係

- (1) 機構は、第1の2の(5)による国庫納付金を納付しようとするときは、あらかじめ、当該国庫納付金の計算書に当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。 (附則第6条第1項関係)
- (2) 当該国庫納付金については、当該国庫納付金の額を政府の一般会計及び労働保険特別会計雇用勘定から介護労働者福祉業務に充てるべきものとして出資された出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計及び労働保険特別会計雇用勘定に帰属させるものとする。 (附則第6条第2項関係)

### 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第3 規則の一部改正関係

#### 1 本則関係

##### (1) 雇用福祉事業の廃止関係

- ア 業務方法書の記載事項から、介護労働者福祉業務、財形助成金支給業務及び財形融資業務のうち廃止する業務に関する事項を削除すること。(第1条関係)
- イ 機構の特別の勘定以外の勘定における区分経理の方法について、削除すること。(第10条関係)
- ウ 介護労働者福祉基金に係る規定について、削除すること。(第11条関係)
- エ 厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付け(以下「就職資金貸付」という。)その他の援助に係る業務について、当該援助の対象から、沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者であって、資金の貸付けその他の援助を受けなければ就職が困難であると認められるものを削除すること。(第19条第1項関係)
- オ 機構が行う業務と雇用保険法との関係について、雇用福祉事業に係る規定を削除すること。(第26条第3号及び第27条関係)

##### (2) 建設雇用改善助成金関係

- ア 第二種建設教育訓練助成金について、1日につき3時間以上とする技能実習の時間に係る要件を廃止し、第三種建設教育訓練助成金について、助成対象を職業訓練推進団体のみとすること。(第21条第3項及び第4項関係)
- イ 福利厚生助成金を廃止すること。ただし、当該助成金のうち、期間を定めて雇用される建設労働者に対する健康診断の実施に対する助成金については実施すること(ただし、平成19年度に限り実施すること。)(第21条第8項関係)
- ウ 第一種雇用改善推進事業助成金について、若年者である建設労働者の採用を促進するための援助を行う事業主等に対する助成金の上限額を従来の2倍に改め、女性の建設労働者の活躍を促進するための援助に要した費用の3分の2に相当する額を支給する内容の助成を追加すること。また、第二種雇用改善推進事業助成金について、建設事業に従事しようとする生徒又は学生の建設事業への就職の促進を図るための活動を行う事業主等に対する助成金の上限額を従来の2倍に改めること。(第21条第9項及び第10項関係)

#### 2 附則関係

##### (1) 雇用福祉事業の廃止関係

- ア 第1の2の(2)の業務について、業務方法書の記載事項として新たに設けること。(附則第8条第1項関係)
- イ 機構が特例として行う業務の一部について、改正雇用保険法附則第6条第1項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。こと。(附則第8条第2

項関係)

ウ 機構は、介護労働者福祉業務の経過措置業務に係る経理に、介護労働者福祉基金を設け、介護労働者福祉業務及びこれに附帯する業務に必要な資金に充てるものとして政府から出資された金額をもってこれに充てなければならないものとし、当該基金の運用によって生じた収入は、介護労働者福祉業務の経過措置業務に充てるものとする。 (附則第8条第6項及び第7項関係)

(2) 宿舍等業務関係

令附則第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める書類について、同項に規定する宿舍等勘定に係る国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類とすること。 (附則第6条関係)

(3) 建設業労働移動円滑化支援助成金関係

建設業労働移動円滑化支援助成金を廃止すること。 (附則第3条関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 告示の一部改正関係

- 1 就職資金貸付の返還期限に係る規定について、沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者に係る規定を削除すること。(第1条第3項関係)
- 2 社会的事情により就職が著しく阻害されている者に対する就職資金の貸付けの返還期限を定めるに当たっての経過期間について、1年から2年に延長すること。(第1条第3項関係)

第5 その他

- 1 第1から第4までの改正内容は、平成19年4月23日から施行されたこと。
- 2 施行に関し、必要な経過措置等を定めること。